

北宇都宮駐屯地におけるカーシェアリングの 設置及び経営に関する募集要領

防衛省共済組合北宇都宮支部

募 集 要 領

1 概 要

栃木県宇都宮市上横田町 1 3 6 0 に所在する陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、職員の利便性を確保するためカーシェアリングの設置及び経営を希望する者を次に記載する諸条件により募集する。

2 応募資格

- (1) カーシェアリングの経営を実施している者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (3) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく全てを自社で適正に履行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置場所

栃木県宇都宮市上横田町 1 3 6 0 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内

4 設置条件

- (1) 設置方法
防衛省共済組合北宇都宮支部長の指示する場所及び方法により設置する。
- (2) 業種及び業者数
カーシェアリング 1 業者
- (3) 設置台数 2 台
- (4) 使用許可期間（予定）
令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで
- (5) その他
仕様書のとおり。

5 応募手続等

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙様式第2） 1部

- a 主な設置車名
- b 設置可能台数
- c 利用方法
- d 利用金額及び支払方法
- e 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）
- f 車両の維持管理（車両の点検、整備、清掃及びタイヤ交換等を含む）
- g 燃料給油について
- h クレーム等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- i 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針
- j 会社概要
- k その他アピールポイント

(ウ) 企画提案書附属書類

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格が無いと判断された場合は、企画提案書の審査を行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙様式第3）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- h カーシェアリング事業に関する運輸支局の発行した許可書の写し
- i 誓約書（別紙様式第4）
- j 役員名簿（別紙様式第5）

注 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

防衛省共済組合北宇都宮支部

（住所）〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360

（電話）028-658-2151 内線（250）

ウ 提出期限

令和8年8月21日（金）午後3時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査で業者を決定する。
ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合

がある。

8 選定決定通知日（予定）

令和8年8月28日（金）予定 （採用業者のみに電話等により通知）

9 新規契約承認に係る書類の提出

カーシェアリングの設置及び経営の業者として決定された者は、別途配布する新規契約承認に係る書類を提出すること。

(1) 提出先

防衛省共済組合北宇都宮支部 長谷川

(2) 提出期限

令和8年9月28日（月）1600まで

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合
北宇都宮支部長 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称 _____

フリガナ
代表者の氏名 _____ 印

法人・個人の別 法人・個人

フリガナ
担当者氏名 _____

電 話 _____

F A X _____

e - m a i l _____

防衛省北宇都宮支部において、カーシェアリングの設置及び経営を希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※名称（会社名）、代表者氏名、担当者氏名にフリガナを付し、申請印は登録印を使用して下さい。

企画提案書

業者(団体)名：

1	主な設置車名
2	設置可能台数
3	利用方法
4	利用金額及び支払方法
5	補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）
6	車両の維持管理（車両の点検、整備、清掃及びタイヤ交換等を含む）
7	燃料給油について
10	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
11	陸上自衛隊北宇都宮支部駐屯地における営業方針

12 会社等の概要 会社概要等の書類を提出する場合は不要 (1) 所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 従業員(会員)数 (5) 店舗(支部)数
13 その他アピールポイント

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合北宇都宮支部長 殿

「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地におけるカーシェアリングの設置及び経営の業務」
の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称 _____

フリガナ
代表者の氏名 _____ 印

法人・個人の別

法人・個人

フリガナ
担当者氏名 _____

電 話 _____

F A X _____

e - m a i l _____

※名称（会社名）、代表者の氏名、担当者氏名にフリガナを付し、申請印は登録印を
使用して下さい。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 5 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省共済組合

北宇都宮支部長 殿

令和 年 月 日

〒

本社（店）の所在地 _____

電 話 番 号 _____

フ リ ガ ナ
商 号 又 は 名 称 _____

フ リ ガ ナ
代 表 者 の 氏 名 _____ 印

